

明日の吉井川を語る会 規約

(名称)

第1条 本会は、「明日の吉井川を語る会」（以下「語る会」という。）と称する。

(目的)

第2条 語る会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が作成した「吉井川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下「整備計画」という。）に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べ、また、整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定を準用し、河川法第16条の2第7項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

2 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、局長が設置する中国地方整備局事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 語る会の委員は、局長が委嘱する。

2 語る会は、別表で掲げる委員で構成する。

(座長)

第4条 語る会には座長を置くこととし、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は語る会を代表し、語る会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は語る会の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、語る会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(語る会の招集)

第5条 語る会は、座長が招集する。

2 語る会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

3 語る会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 語る会は原則公開とし、公開方法等については語る会で公開規定として定める。

(事務局)

第7条 語る会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

2 事務局は、語る会の運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第4条第3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、語る会の運営に関し必要な事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成31年2月28日から施行する。

令和4年9月26日に一部を改正する。